# 所得税・町県民税の申告相談を 2月8日(水)から行います

令和4年分所得税と令和5年度町県民税の申告相談を2月8日例から 実施します。申告についての詳細は、町広報1月号をご覧ください。

#### ●新型コロナウイルス感染防止対策にご協力ください

- 検温、マスクの着用、手の消毒などにご協力ください。
- ●会場が混雑する場合などは、後日の来場をお願いすることがあります。
- 1人への対応時間の短縮にご協力ください。

## ▶期 間

2月8日(水)~3月15日(水)

#### >会 場

町役場4階 大会議室

## ▶受付時間

午前8時30分~午後3時

# ▶相談時間

午前9時~正午、 午後1時~午後3時30分

## 閰 町税務課

(**☎**852 · 5144)

# 🔢 告相談日程

※3月15日似の相談時間は午前9時~正午、受付時間は午前8時30分~午前11時です。 ※予備日は大変混雑が予想されますので、早めの申告相談をお願いします。

地区	月日	対 象 町 内	地区	月日	対 象 町 内
五城目	2月 8日(水)	広ケ野、希望ケ丘、今町、御蔵町	五城目	2月27日(月)	高崎、上高崎、舘越
		小池町、川原町、新町、一番町		2月28日(火)	岩野、樋口、上田町、新里町
	2月 9日休)	田町、古川町、長町		3月 1日(水)	岩城町、東磯ノ目、西磯ノ目
	2月10日金	紀久栄町、新畑町、矢場崎、ななくら	森山	3月 2日休)	岡本一区、岡本二区
	2月13日(月)	米沢町、畑町、仲町	日曜相談	3月 5日(日)	全地区対象
馬場目	2月14日(火)	帝釈寺、町村、門前、蓬内台	森山	3月 6日(月)	野田、浦横町
	2月15日(水)	小野台、平ノ下、寺庭、中村	内川	3月 7日(火)	湯ノ又(1区~4区)、小川口
	2月16日休	水沢、恋地、坊井地、杉沢、合地		3月 8日(水)	浅見内(1区~6区)
富津内 内 川	2月17日金	富田、黒土(1区・2区)、小倉、八田	大川	3月 9日休	大川1組~3組
	2月20日(月)	下山内、上山内		3月10日惍	大川4組~7組
	2月21日(火)	台・御蔵下、脇乙、落合、高千、北北口		3月13日(月)	石崎、谷地中、曙町
五城目	2月22日(水)	築地町、昭辰町、雀舘		3月14日(火)	下樋口、西野
馬川	2月24日惍	舘町、中川原、下高崎、久保		3月15日(水)	予備日

# 秋田北税務署から確定申告のお知らせ

# ●感染リスク軽減のために

ご自宅からe-Taxをご利用ください

- ●新型コロナウイルス感染症の感染リスクを軽減するため、ご自宅から申告できるe-Taxをぜひご利用ください。
- ●申告のご相談には、ご自宅からお電話や国税庁HPのチャットボットでも可能です。e-Taxで分からないことがある場合についてもお電話でお尋ねいただけますので、ぜひご活用ください。
- e-Taxの事前準備や申告書の作成手順は、「動 画で見る確定申告」でもご案内しています。



●会場内の混雑緩和(三密回避)のため 申告書作成会場への入場には入場整理券が必要です 申告書作成会場は秋田県労働会館「フォーラムアキタ」 です。

- ●開設期間 2月16日休~3月15日休の平日 2月19日日、2月26日日
- ※2月19日(日、26日(日)以外の土日祝日は開設しません。
- ●開設時間 午前9時~午後4時
- ●会場内の混雑緩和のため、申告書作成会場への入場には、入場できる時間枠が指定された「入場整理券」が必

要です。

▶入場整理券の配付方法

●LINEで入場整理券を事前発行 ②会場で当日配付

- 入場整理券の配付状況に応じて、後日の来場をお願いする場合があります。
- ●当日の配付状況は、国税庁ホームページから 確認できます(2月16日休掲載開始予定)。
- ▶国税庁LINE公式アカウントはこちら



#### ●感染リスク軽減のため

**非対面で納付ができる振替納税をご利用ください** 振替依頼書はオンラインでも提出できます。

●口座振替日

所得税 4月24日月(延納分は5月31日州) 消費税 4月27日州

その他のキャッシュレス納付(ダイレクト納付、インターネットバンキング等、クレジットカード納付および **回版** スマホアプリ納付)も便利です。

▶国税庁HP(振替納税手続について)はこちら

圆 秋田北税務署 (☎845・1161)

# 中学生の「税についての作文コンクール」 受賞作品をご紹介します

「令和4年度中学生の税についての作文コンクール」で五城目町納税貯蓄組合連合会会長賞を受賞した高橋□□さん(五城目第一中学校3年)と伊藤□□さん(五城目第一中学校3年)の作品をご紹介します。

# 町納税貯蓄組合連合会会長賞 「国民のための税金」

五城目第一中学校3年 高橋 □□さん (新畑町)



私は以前、消費税を払うことの大切さや意味があまり分からなかった。消費税は今では10公まで上がり、毎回買い物をする時に「消費税は何のために払っているのか」と思っていた。しかし、税金の知識を学んでいくうちに、税金は国が国のために使っているお金だということや、豊かな暮らしをするための公共サービスの費用として使っていることなどが分かった。

そして、消費税は初めは3気だったがどんどん高くなり、現在の10気にまで上昇したのだと知り、何のために国は消費税を高くしたのか、消費税は具体的に何に使われているのかを改めて知るため、インターネットで調べてみた。すると、10気に引き上げられた理由は、「社会全体で助け合い、支え合おうとする社会保障」という仕組みの費用に税金や国の借金が使われているが、高齢化に伴い、社会保障の費用は増え続け、税金に頼る分も増えているため、消費税を上げる必要があったということが分かった。その他にも、私たちの健康や生活を守ったり、道路や住宅を整備するために税金が使われたりしていることを改めて知った。また、東日本大震災の復興費用も税金の使いみちのひとつと知り、税金をより身近に感じた。

また、さらに深く税金について調べていると、フィンランドの消費税は日本とは大きく違うということが分かった。フィンランドの国民は、日本の2.4倍である24公の消費税を払っているそうだ。世界的に見てもフィンランドの消費税は高く、国民にとって大きな負担になっているのではないかと感じた。しかし、GDPや健康寿命、人生の選択の自由度などを基に測った幸福度を見てみると、フィンランドは幸福度が約80公で、5年連続1位であることを知った。その理由は、フィンランドの税金の使い方にあった。

フィンランドでは日本と同じく、社会保障のために多くの税金が使われている。しかし、医療費で見ると、フィンランドは18歳まですべてが税金に支えられているため、無料であった。また、学費は小学校、中学校、高校、大学と生涯にわたって無料であり、日本とは大きく違っていた。フィンランドは消費税が高い分、日本よりも身近な場面でたくさんの税金に支えられていることが分かった。

私は、消費税が高ければ高いほど生活をする上で国民の負担になると思っていた。しかし、税金を社会の中でどのように生かしていくか、税金によってどれだけ国民の負担を減らすことができるか、ということが税金の重要な役割だと感じた。これからも、消費税の変動に関わらず、今も税金によって支えられていることに感謝しながら毎日の生活を送っていきたい。

# 町納税貯蓄組合連合会会長賞 「税金が今をつくる

五城目第一中学校3年 伊藤 □□さん(上田町)



税金は、社会をつくるだけでなく、人のため、自分の ためになっていると思う。

令和元年に消費税が 8 気から10 気になった。税金は、世の中のためだと分かっていても、増税したことを良く思ってない人たちもいるだろう。実際、私も小さな買い物をしたときは、2 気増えたことを感じなかったが、大きな買い物をしたとき、2 気をとても大きく感じた。そして、「なぜ、1 つの物が買えるぐらいの消費税を払わなくてはいけないのだろう。」と不思議に思ったこともある。しかし、税金は無駄に払っているわけではない。

国の税金の使いみちでいちばん多くを占めるのが、私たちの健康、生活を守るための事業だ。また、私たち中学生1人当たりの教育費は、年間で152万2千円を国が負担してくれている。そのことを知ったとき、私たちは日本のたくさんの人に支えられていると思った。今まで、多くの人に支えられていると感じることは何度もあったが、実際に金額として知るとそのことを強く実感した。

税金によって暮らせていると感じたときは、他にもある。私の町では、学校の給食費が無料になった。毎日、たくさんの人のおかげで給食を食べられていると思うと、感謝の気持ちと、もっと頑張ろうという気持ちになる。また、コロナ禍で給付金が支給されたこともある。この給付金が生活の助けになったという人は多いと思う。コロナ禍という緊迫した状況でも、国民に給付できたのはこれまで1人ひとりの税金が積み重なったからではないだろうか。税金を払っているうちに、いつの間にか人を助ける力になっている。それだけでなく、過去の自分が払った税金が、巡り巡って今の自分のためになっているとも考えられる。

税金は、道路や橋など公共の設備を整えるだけでなく、直接誰かのため、自分のためになっている。私たち1人ひとりが未来をつくる一部になっていると思うと、誇らしい気持ちになる。私は、「消費税が高いな」と思っていても「この分のお金が誰かの力になったり、住みやすい世の中になったりする」と思うようにしたい。そのように考えると、税金も苦ではなくなると思う。逆に、社会づくりに参加できていると思うと、嬉しい気持ちになるのではないだろうか。

これからも、たくさんの人のおかげで生活できている ということを忘れず、税金によって、今だけでなく未来 も住みやすい世の中であってほしい。

11 広報「ごじょうめ」1063号 令和5年2月1日

KOHO GOJOME No.1063 2023.2.1 10